

「住宅再建相談会」・「住まいの復興給付金相談会」開催について

被災者の住宅再建に関する相談会を開催します。

9月13日(日)の相談会には、地元金融機関の七十七銀行、南三陸農業協同組合も参加し、相談を受け付けます。

なお資金計画等の相談は、住宅金融支援機構への事前予約が必要となります。

日時・会場	相談機関	相談内容
9月13日(日) 午前10時～午後4時 歌津総合支所	・住宅金融支援機構 ・七十七銀行 ・南三陸農業協同組合	資金計画(融資の案内等)
	・住まいの復興給付金事務局	住まいの復興給付金について(申請書の提出不可)
9月14日(月) 午前10時～午後4時 歌津総合支所	・住宅再建支援係	公的助成制度について
	・住宅金融支援機構	資金計画(融資の案内等)
	・住まいの復興給付金事務局	住まいの復興給付金について(申請書の提出不可)
	・住宅再建支援係	公的助成制度について

◇相談の予約申込み 住宅金融支援機構コールセンター ☎0120-086-353

問い合わせ 復興事業推進課住宅再建支援係 ☎46-1379
住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460

応急仮設住宅の供与期間について

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、災害により住家が滅失した被災者に対して一時的に供与しているものです。

供与期間については、地域の実情を踏まえ、災害公営住宅などの整備状況に応じて、供与期間の延長が可能であるとされています。

今回、国から応急仮設住宅の供与期間について、平成29年まで延長することが認められました。

南三陸町で被災された方の供与期間について、プレハブ仮設住宅は、団地ごとの建設完了日から6年後(平成29年の建設完了日)まで、民間賃貸借上げ住宅は、平成29年の契約期間満了日までとなりましたので、お知らせいたします。

なお、平成29年の建設完了日の翌日以降の仮設住宅の供与については、現時点で未定です。

◇供与期間延長に関する手続き

・プレハブ仮設住宅 ⇒ 手続きは不要です。

既に締結している契約書の使用貸借期間が自動的に契約延長になります。



・民間賃貸借上げ住宅 ⇒ 新たな契約が必要です。

宮城県内の民間賃貸借上げ住宅は、貸主、入居者双方の同意を得た上で、貸主、借主(宮城県)及び入居者の3者間で新たな契約を締結することとなります。再契約手続きの詳細については、決まりしだい宮城県等からお知らせします。

なお、県外の借上げ住宅等については、避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。

◇平成29年の建設完了日の翌日以降の供与について

供与期間は、1年ごとに国と県に協議し、同意が得られた場合に限り延長できることとなっております。平成29年の建設完了日の翌日以降の期間延長については現時点で未定ですが、今後、災害公営住宅などの整備により、住宅が不足する状況が概ね解消する場合には、特定の要件に該当する方についてのみ、個別に供与期間が延長される考え方が示されています。

◇仮設住宅入居者へのお願い

仮設住宅は、震災により居住する住家がない方へ自ら住宅を確保するまでの間、一時的に提供している住宅です。災害公営住宅等へ再建し、仮設住宅への入居が必要でなくなった方は、使用貸借契約期間中であっても、速やかに退去の手続き(返還届)をしてください。

また、「使用貸借契約書」及び「入居者のしおり」の記載事項をもう一度を確認してください。内容を守っていただけない場合は、仮設住宅を返還(退去)していただく場合があります。町から返還命令を受けた方は、他の仮設住宅には入居できませんので、ご注意ください。(自ら転居先を確保していただくことになります。)

仮設住宅での生活は、共同生活ということを再認識していただき、他の入居者への迷惑とならないようにしてください。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451



町営住宅入居者募集

問い合わせ 宮城県住宅供給公社 ☎0225-21-5657
建設課建設総務係 ☎46-1377

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

●災害公営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	4人以上

●町営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数
町営林住宅	2K(戸建)	1戸
町営伊里前住宅	2K(戸建)	1戸
町営第2北の沢住宅	3K	1戸

- ・【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失(流失)した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・【町営住宅】に入居申し込みできる方は、月額所得が158,000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・募集期間は、8月1日(土)から8月12日(水)までです。
- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- ・申込者数が、募集戸数を超える場合には、抽選となります。
- ・入居可能予定日は、9月25日(金)です。

被災した住宅用地の買取について

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買い取りを行っています。買い取りを希望する方で、まだ買取申出書・買取申込書を提出されていない方は早めに提出をお願いします。なお、買い取りを希望するが相続・抵当権等でお困りの方、その他ご不明な点がある方は問い合わせください。

問い合わせ 管財課用地調整係 ☎46-1381

木造住宅の耐震化事業

【耐震改修】をご利用ください

町では、戸建木造住宅の耐震化を進めるため、耐震改修等の助成事業を行っています。

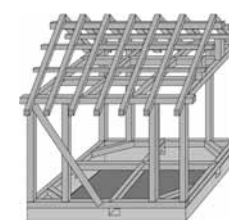
耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物の所有者で、工事費用の一部の補助を希望される方は建設課まで申し込みください。

◇耐震改修工事の補助額

対象工事費(100万円まで)の1/2(最大50万円)要件を満たす場合には、補助金を上乗せできる場合があります。

※補助金の交付申請にあたっては、事前相談をお願いします。

◇申請の締切日 12月25日(金)まで



【耐震診断】をご利用ください

町では、戸建木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断等の助成事業を行っています。

木造住宅の耐震診断を希望される方は建設課まで申し込みください。

◇対象建築物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
- ②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅

◇自己負担額 3,300円

※200平方メートルを超える住宅については自己負担額が異なります。

◇申請の締切日 12月25日(金)まで



問い合わせ 建設課土木建築係 ☎46-1377